

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 6 ) ( 30. 1 定 )</b>			
日 時	平成 30 年 3 月 7 日 (水)	開 議	午後 3 時 1 5 分
		散 会	午後 5 時 2 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、酒井（隆裕）副委員長、松田・斉藤・酒井（隆行）・ 面野・中村（誠吾）・新谷・山田各委員		
説 明 員	水道局長、財政・建設各部長 ほか関係理事者 （総務部長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。  委員長  署名員  署名員  <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     書 記                      記録担当                 </div>			

～会議の概要～

○委員長

会議に先立ち、開議時刻がおくれましたことについて、一言申し上げます。

本日は午後 1 時から開議の予定でありましたが、説明員からの提出資料をめぐって疑義が生じたため、その調整に時間を要しました。お待ちいただいた説明員及び傍聴者の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。そのような理由でございますので御了承ください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に酒井隆行委員、面野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋龍委員が面野委員に、高野委員が新谷委員に、佐々木委員が中村誠吾委員に、横田委員が酒井隆行委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、共産党の順といたします。

自民党。

---

○山田委員

◎既存街路防犯灯 LED 化推進事業について

それでは、私から最初に既存街路防犯灯 LED 化推進事業についてお伺いいたします。

この街路防犯灯については、この施策が始まった 3 年前から、この推進事業、この後、明後日の常任委員会で総括資料が出されると聞いております。それ以外のことに関して、いろいろと聞いてまいります。

自民党はこの事業が開始する前から、電気料金値上げの影響で町会運営費が逼迫し、町会での財政破綻を起こすおそれがあると予測、私が平成 26 年第 3 回定例会代表質問で市長公約と新たな政策課題への対応として、街路防犯灯設置費補助金、これについて市や町会、市民の財政に優しい事業と指摘してきました。このときの財政部の答弁では、省エネと経費削減の両面から、いずれは取り組むべき課題と認識されたと聞いております。

最初に、この街路防犯灯 LED 化推進事業について、建設部の率直な感想、この終わった感想、それと、市財政に対してどのような経費の削減効果があったのか、大体そのような雑駁なところをお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）庶務課長

現在行っています LED 事業についての感想でございますけれども、もともとこの LED 事業を進めるに当たっては、市でこの事業費に対する、いわゆる先行投資するような形で LED 化推進事業を始めたものでございます。

結果としまして、LED 化することによって、将来的に町会が負担しています電気料金の軽減を図ることによって、その軽減の部分につきましては、市も電気料金に対しての維持費を助成しており、それが結果として街路防犯灯維持費補助金が軽減されるということで、その分を見込んだ事業で行っているものでございます。

実際、直近によりますと、現在、平成 29 年度に支払いました維持費補助金、本市が払っている助成金につきましては、当初 LED 化の事業を行う前に比べて、見込みでは本年度だけでも約 3,000 万円の軽減が図られているというふうに見込んでおりますし、実際にその 3 年間でかかった事業費見合い分につきましても、37 年度ぐらいには事業費見合い分の効果が図れるのかなということで見込んでおりますので、結果としては、町会、それから本市、両方がそういう軽減といいますか、この事業を始めた部分の事業費の効果はこれで見られていると思いますし、また、そのいわゆる LED 化したことによって、防犯の意味合いにつきましても、前よりも明るくなったという話も聞

こえておりますので、あと、二酸化炭素の軽減という部分もありますので、両方そういった面で事業効果があったというふうには考えてございます。

○山田委員

相当効果があったということで、よくわかりました。平成26年度ということですから、今の市長がやったことではなく、前市長がやったということで、私も認識しております。

次に、最初に始められた白熱球や水銀灯の改良、これを第1次とした場合、今、行われようとしているナトリウム灯、無電極灯の改良事業を第2次とするなら、この第1次のLED事業と第2次のLED事業の規模内容の比較、効果はどれぐらいになるのかお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）庶務課長

最初に始めた平成27年度から29年度までの3年間で行った事業につきましては、見込みでございますけれども、事業費としましては、LED化で約3億4,500万円の事業費で行っております。対象、LEDになった灯にいたしましても、1万1,000灯を超える事業規模になってございます。

それと、事業の内容につきましては、先般説明しておりますが、工事費の約9割の限度額を設けていましたけれども、9割を市が助成しているという事業になってございます。

今回、来年度の30年度から3年間で実施を予定しております事業につきましては、最初の事業に対象とされてなかった、いわゆる省エネタイプと言われておりますナトリウム灯、無電極灯、これを対象とする事業でございます。

規模につきましては、対象灯は約1,000灯あるというふうに見込んでございます。

事業費につきましても、3年間で約4,500万円の事業費を見込んでおります。ただ、こちらにつきましては、最初の3年間の事業の白熱灯ですとか、水銀灯からLED化にする事業とは違いまして、もともと省エネタイプの灯ですので、前の灯につきましては約3分の1の電気料金の軽減が図れるというふうに言われておりますが、こちらは約2分の1という形で、前の事業のような大きな低減効果、電気料金が安くなるというものにはなってございませぬけれども、今回、この事業を実施するに当たりましては、この事業を含めた場合でも、いわゆるLED化することによって一定の効果がまだ見込めるということで、今回事業を行いたいということで、今回提案しているものでございます。

○山田委員

今、あらあらお話があったように、この新設の事業者数でいけば、町会は約200、その他のそういうような組合が約200ある。その中で町会としては白熱灯、それから水銀灯であったのが、その他の部分の商店街だとかの照明がこういうナトリウム灯、無電極灯ということで要望があったと、私は思っています。

ですから、そういった意味では町会もそうだし、やはりそういう組合も、ある程度のその平準化した節減効果、そういうのも私はあるということは認めています。ですから、本来はそういうことも、最初のときに、いろいろとどういう問題があるかというのを私も指摘してきましたので、今回こういうような形でされるのは本当に、私はよかったと思っています。

そこで、この間、この改良工事を行ってきた中で、こういうようなさまざまな問題を指摘してきましたが、町会でまたがって街路防犯灯を管理していたことや、本来、町会で管理しなくてもよいものがあったり、その部分を建設部で解決してきた問題や、まだ残っている課題について、あればお答えください。

○（建設）庶務課長

本件、LED化事業を行ったことによりまして、よかった点といたしますのは、前も委員会等でお答えしたかと思っておりますけれども、市、それから町会で、いわゆる所有している、管理している街路灯が一定程度お互い認識、どこで管理しているのかというのが認識できたのかなというふうには思っております。管理面ではそういうふうを考えています。

ただ、今回 LED 化するに当たっては、当然、市の職員が LED になった後に現地を確認して、LED になったかどうかというのを 1 灯ずつ見回って確認してございます。その中で、町会と、それから市の職員が見回っている中で漏れているものがあれば、当然、それは町会に話をして、「これ、漏れてますよ」というような形で話をして、計画の中に盛り込んで LED 化したという事例もございます。ただ、お互いに、その辺を確認できなくて、まだ全市の街路灯を市の職員が全部見回って 1 灯 1 灯確認していくのは現実的には難しい状況がございまして、もしかしら、そういった中ではまだお互いに確認できていないものとかも出てくる可能性もあるのかなとは思ってございます。

あとは、LED 化をした中で、今回改良する前に、説明としては推奨する、いわゆる電力量、灯の明るさを一応お示ししたのですが、今回実施する中で、町会も市も見込んでいた予定のワット数とございますか、明るさが適正かどうかというのは、もしかしら明る過ぎだとか、そういったような意見も市に当初はありましたので、そういったところでは、その明るさの部分については今度見ていかななくてはならないのかなというふうには思っています。

○山田委員

私も平成26年第3回定例会の代表質問で、市施設への導入ということで聞きましたが、建設部所管の施設について、その後、検討しますという答弁もあったのですが、そういう検討された結果とかはあるのでしょうか。

○（建設）建設事業課長

本市で管理している道路照明に特化した部分で言いますと、本市では平成27年度より道路ストック更新事業というものをやっているのですが、その中で市内の老朽化したナトリウム灯などの道路照明につきまして、LED に更新することで長寿命化によるライフサイクルコストの削減を図っております。

○山田委員

では、何灯ぐらいされたのかお聞かせ願えますか。

○（建設）建設事業課長

資料がないもので、全部で何灯をやったかまではお答えできませんけれども、来年度につきましては14機ほど更新する予定で考えております。

○山田委員

後からでもよいので、大体、今までの灯数をお示してください。

それでは、この LED の質問に関して最後になりますが、時代とともにこの LED の器具が変化し、改良されています。ますます使い勝手のよい器具が出ていますが、本市で節電効果のある使用方法や管理方法を何か考えているのであれば、具体的な事項でお示し願いたいと思います。

○（建設）山本主幹

特に改良された器具を具体的にどう活用するという事はまだ検討はできておりませんが、まだ LED 化されていない施設がかなりございまして、まず選択肢として、その従来型の照明器具を LED に改修を進めていくということで、今後考えております。

○山田委員

ぜひ、本当に本市の財政が逼迫している中で、こういうような節電効果のある器具の導入というのも研究、導入を進めていただきたいと思います。

◎小樽の公園整備について

次に、公園に関連して、何点か質問してまいります。

公園については、手宮公園、旧手宮線沿線の公園、それから小樽公園とありますが、手宮公園、これの栗の木や桜の木について、現状を見ると立ち枯れや倒木が目立ちます。まず、どのような状態なのかお聞かせ願いたい

と思います。

○（建設）公園緑地課長

手宮公園の栗林については、原因が不明であります。10年ほど前から状態が悪い木が多くなりまして、およそ現在160本ある中、平成22年の時点で、そのうちの約半数は枯損か立ち枯れてしまっている状態です。

○山田委員

私も昔手宮に住んでいたのですが、散策やピクニックなど、昔は多くの市民が訪れていたと思います。今、そこで、やはり寂しい思いをしております。いま一度、そういうにぎわいが必要と感じています。

公園を訪れる新たな手だてはありますか。あったらお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

手宮公園は広いので、なかなか全てを管理するのは難しい状況にありますが、御存じのとおり、奥のほうに市の手宮緑化植物園がございます。公園緑地課で、その中で、年間予定にあるところなのですが、その緑の相談所で行う季節イベントの内容の見直しとか、新たに緑のリサイクル的な仕組みを考えて来園する機会をふやすことと、あと、屋外日本庭園の案内方法をもう少しわかりやすい、利用者しやすい形式に変えることで来園者をふやしたいと考えております。

○山田委員

今、緑のリサイクルというお話もあったのですが、具体的にどのような感じのものなのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

まだ構想段階で申しわけないのですが、市民からの花木の寄附要望が昨年何件かありました。その中で、実際現在、引き取る手間だとか、個々の状況だとか、配置場所等でなかなか難しいところがございますので、個人での引き取りを現在していません。ただ、今、委員が言ったとおり、緑のリサイクル的な仕組みの中で、市民同士の花木は、緑化資材が欲しい人、あげたい人のマッチングのデータを緑化植物園の中でできないかなという考えを今検討しております。

○山田委員

そういうことが本当に行われるなら、本当にいい制度だと思います。

そこで、先ほど聞いた栗の木の立ち枯れが160本中、半分の80本ぐらいもあるということです。

四、五年前は桜の苗木をボランティアの方々が植えたと聞いていますが、栗の木はどういう構想というか、考えで、植えかえるのか、どうするのか。

皆様方は承知だと思いますが、北限と言われる栗の木を回復するこの手だて、方策はあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

今、市では原因が不明なだけに手だてがない状態というのが現状であります。

ただし、民間ではありますが、北限の栗の会というところで現地の栗の実から苗木を育ててふやす活動を独自に続ける団体がありまして、私が知っている限りでは、平成14年か15年ぐらいから毎年三、四十本ぐらいずつの幼木を若干の大きさになるまで現地で苗木に仕立てて活動を続けているのを確認しております。

ただし、市側としては植えかえだとか、そういうことはなかなかできづらいので、枯損しておりますので、危険防止の処置の看板だとか、一遍にはできませんが、枯損木の処理をやっているのが精いっぱいでございます。

○山田委員

ぜひ、そういうような方向で、栗の木の回復をお願いいたします。

次に、旧手宮線の沿線の樹木についてお聞きします。

今の整備が終わり、春から降雪までの間、手宮から駅前まで、朝は通勤通学、日中は散策や買い物で多くの市民の歩く姿を見かけます。最初に、この沿線の草木、落ち葉の管理やごみの処理はどうなっているのか、あわせて、今設置されたベンチ、それから長いので各区間の住所の標識だとか、避難路はどうだとかという、そういう標識は整備されているのかお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

旧手宮線においては寿司屋通りから博物館前までの間、4月から11月の間、年間委託の管理業務を業者で実施しております。冬囲い、除草、剪定、清掃と処分も含めて行っております。

続きまして、ベンチは整備が平成28年に完了した時点で、中央通から寿司屋通りまでの間、13年に整備した部分においては背つきベンチを10カ所、それから、25年から28年までに最後、博物館前の通りのところまで、平ベンチは8カ所、スツールを10カ所設置しております。今、最後に言われました住所だとか、避難路の看板、それは当初整備予定の中に入っておりませんので、今、設置しておりません。

○山田委員

いろいろとこれからもすることがあるということでお聞きしました。

次に、やはり樹木ですから、立ち枯れや草花が枯れることもあると思います。新たな樹木や草花の植樹の予定、また、おとし旧手宮線散策路が開通して、今後5年だとか10年だとか、そういう記念式典などのにぎわいが必要だと私は思っています。

それで、このまちなかからこの手宮公園までを結ぶ動線、これも重要と考えておりますので、そういうような植樹の予定だとか、そういう記念の行事、そういう部分は何かお考えはあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

整備上では平成28年度に完了しておりますので、現在、植栽計画は一切ありません。除木、除草、草木の植栽予定も実際は補植程度はありますが、特にはありません。ただ、市内の団体で行っている草花とか花壇のボランティア団体が手宮地区のコースをやることで、ちょうど中央通から道道ぐらいのところまで、了解してやっていただいているのですが、これから、手宮地区まで少し続けてやりたいという構想を持っているということで確認しております。

それと、町会とか団体が要望が高まってくれば、やはりそういう何周年だとかという行事ごとに行うのは全然問題ないと思うのですが、旧手宮線の活用計画の方針を一応ベースにして整備しましたので、その中で対応していきたいと思っております。

○山田委員

それでは、次に、小樽公園に関連してお聞きします。

ようやく整備が完了したと聞きます。小樽公園の入り口、私もいろいろと公園には行くのですが、入り口がわからないのは少し私も気になっていたところですが、この入り口の案内板や駐車場、例えば、あそこでラジオ体操している人方のためかどうかわかりませんが、音響施設、こういうような課題があると、私は聞いているのですが、こういうことを考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

現在、案内看板、標識は平成26年度から始まりまして昨年までにほとんど完了しております。内情を見ますと、広場に案内板を2カ所、トイレのサインを5カ所、総合案内看板は29年度の冬期間に施工しております。

音響施設については園内に2カ所ありまして、駐車場の案内を今放送しております。

ただ、課題としましては、季節に応じた情報なども組み入れたり、BGMだとかの追加、あと総合看板が今回、多国語表記になりましたので、案内も多国語の紹介ができるかが課題になっております。

## ○山田委員

それで、最後にお聞きしますが、小樽の花はつつじです。おたるつつじまつりが閉会して、このつつじの木の手入れや整備が乱雑になっているように見受けられます。今後の整備予定、また、市民からこのつつじの花や桜など草木の寄附の要望について、その対応や今後の方針をお聞かせ願いたいと思います。

### ○（建設）公園緑地課長

園内のつつじの件ですが、今後、直営作業班が主体になりますが、散らばって植えられているつつじをある程度集めて、一遍にはできないのですが、整備と管理を進めていきたいと考えております。

市民からの花木の寄附要望に関してはなかなか個々に、いわゆる場所とか、物によってはいろいろまばらな部分があって難しいことが結構あるのかなとは思っているのですが、先ほどお話ししましたように、緑のリサイクルのような形の中で対応していきたいと考えております。

## ○山田委員

本当に見ると枝がこういうふうにくがったり、下に落ちたような段階でもあるので、本当に市民が見てお花がかわいそうだということを感じていますので、ぜひとも、その方向で整備をお願いいたします。

### ◎通学路の除排雪について

最後に除排雪についてお伺いします。

通学路の排雪は児童生徒にとって安全に通学するために、私らは必要と考えています。

そこで、毎年要望を出しているのですが、時間がたつともとの雪の山状態になってしまう。一昨日も少し見たのですが、オタモイ 3 丁目の自動車教習所から奥に入った道路、これは長橋小学校に通うオタモイ 3 丁目の子供たちがバスに乗るための通学路になっていると思います。そこには、道路が 1 車線になったり、2メートル近く雪山ができています。そこで、通学路の安全についてどのような基準だとか、どのような状況になったら排雪してくれるのか、まず、それが 1 点。

それから、来期についてはこの 1 車線の危険な通学路を解消するために、例えば、近隣住民の自宅前の雪のポイ捨て防止の立て看板の設置や、町会への周知、それとパトロールの強化が必要と思いますが、雪対策第 1 課の見解をお願いいたします。

### ○（建設）雪対策第 1 課長

今、通学路、学校周辺の道路のことについて御質問がございました。

具体的な例として挙げられたのが、市道陸橋通分線かと思われませんが、まず、この路線につきましては 2 月 6 日に排雪を行っており、その後、除雪対応しておりました。昨日なのですけれども、パトロールでこの路線が狭くなっているということがわかりましたので、昨夜からけさにかけて拡幅除雪を行い、今は車がすれ違えるような状態になっているということで、作業終了を除雪対策本部職員が確認したところでございます。

次に、通学路、学校周辺道路の排雪について御質問がございましたけれども、学校周辺の道路の排雪につきましても、基本的にはパトロールをして除雪対応を行い、除雪対応が困難になった時点で排雪を行うという、排雪に至る一連のプロセスに関しては変わりませんが、ただ、昨年度や今年度の議会議論の中で、学校の始業式に向けた排雪対応に課題があるのではないかとというようなことが指摘されましたので、今年度におきましては年末と年始に、市の除雪対策本部、それと教育委員会が独自にパトロールして協議を行い、始業式に間に合うような形でどこの学校周辺のどこの道路の排雪が必要かというのを一つずつ打ち合わせして決めていきました。

それにつきましては、その決まった路線、排雪する予定と一緒に、学校現場に教育委員会を通じてお示したというところございまして、一応、始業式までには一部間に合わない路線もあったのですが、一定の効果があつたのかなというふうに考えております。

ただ、今もその後の学校周辺の道路の除雪対応、排雪対応についてまだ課題があるのではないかと御指摘が

ございましたので、このことにつきましては来期に向けて、今年度の検証をするとともに、今年度より、よりよい除雪ができるように考えていきたいと思っております。

また、雪出しであったり、パトロール、町会との連携につきましては、このことも来期へ向けての提案ということでされましたので、このことも、学校周辺の道路でございますので、教育委員会と何ができるか、何をしなければいけないかということにつきましては、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

○山田委員

本当に我々子供たちを見守る町会としては切実な問題なのです。例えば、2メートル近くある雪山、そして、車が交差できない道路、1車線の道路、そういったものを全て我々はやれとは言いません。ただ、必要な箇所はやはり学校なり町会に聞いていただきたいという要望です。

実際に経費もかかることですから、最小の費用で最大の効果を生む、それが建設部も考えていることだと、私は思っています。ですから、我々も言わなくていいことであれば言わないけれども、通学路の除雪状態は森井さんになってから本当に悪い。それだけは言うておきますから。そして、我々も町会の代表もしているし、そういう有力な方もいらっしゃるし、本当にそういうことを聞くので、ぜひとも、来期はそういった形で、子供の通学路の安全、これを確保していただきたいと思っております。

○酒井（隆行）委員

◎地籍調査について

まず、地籍調査についてお伺いしたいと思います。一般質問でも取り上げましたので、端的に質問させていただきます。

この事業を始めていくに当たって住民説明会という形で行われているかと思いますが、これについて詳細をお聞かせいただけますか。

○（建設）用地管理課長

ただいまの住民説明会のお話なのですが、平成28年度に現地調査に入る前に住民説明会を1度開催しております。

○酒井（隆行）委員

平成28年度の地区についてはどうでしょうか。

○（建設）用地管理課長

住吉町地区について行っております。

○酒井（隆行）委員

住吉町地区の土地所有者数について答弁願います。

○（建設）用地管理課長

285名で今考えております。

○酒井（隆行）委員

住民説明会には何名ぐらい参加されたのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

詳細の人数については、今手元に資料がなくて、把握しておりません。

○酒井（隆行）委員

それでは、数は聞きませんが、大半の住民の方、対象の方が参加されたのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

その辺の資料が今手元にごいませんので、人数がどれぐらいなのかということは今この場で申し上げることはできません。

○酒井（隆行）委員

その人数が知りたかったのですが、それは後から示していただきたいと思います。

参加されていないこの土地所有者の対象者の方については、何か説明等はされたのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

まず、町会に説明に行きまして、その後、町会の回覧で周知を図っております。

○酒井（隆行）委員

そのように対応されたということなのですが、そのような対応で、土地所有者の方々におおよそこの事業の趣旨や目的などは理解されているというふうに認識されていますか。

○（建設）用地管理課長

説明会の中でもそういうお話をしていますし、あと、町会に配付した資料にも今回の目的とか、地籍調査についてという内容のものを出しておりますので、そう理解しております。

○酒井（隆行）委員

この平成28年度以降に、例えば、土地が売買されたということもあったかと思います。

それについては、そういう方々にも説明されていますか。

○（建設）用地管理課長

説明会自体は平成28年度の1度なので、当然、所有権が移転された場合とか、そういうことについては個別に受託者から説明に伺っている状況でございます。

○酒井（隆行）委員

それは何件ぐらいありましたか。

○（建設）用地管理課長

件数についても、こちらで今、把握はしておりません。今、手元に資料がございません。

○酒井（隆行）委員

では、それも後からお示しいただきたいと思います。

今聞いている状況の中では、しっかりとこの事業の内容を全ての対象の方に伝え切れてない、または、理解されていないのではないかなという懸念があるのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○（建設）用地管理課長

ただいまの質問なのですが、事業を行うに当たって説明会は先ほど申し上げた1回のみなのですが、地先の町会長とか、町会の回覧には必ず事業を実施する前にこういうことをやっていきますということは、回覧板を通じて周知しております。

○酒井（隆行）委員

それも含めてきちんと理解されているかという部分で、私は少し疑問があるという質問だったので、そういう部分も考慮して、もう一度答弁願います。

○（建設）用地管理課長

繰り返しになりますが、やはり、町会の回覧を通じて住民に周知を図っている状況でございます。

○酒井（隆行）委員

私の今定例会の一般質問の中で、地籍調査事業について注意する点ということで答弁をいただきました。この部分について確認をさせていただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

注意する点なのですが、個人の財産の地籍調査を行うに当たり、やはり説明の仕方とか、そういうことについて対住民にわかりやすく対応することを注意しております。

○酒井（隆行）委員

そういう答弁でした。

改めて質問しますが、回覧板で回覧したことによって、それがなし遂げられているというふうに理解していますか。

○（建設）用地管理課長

そのように解釈しております。

○酒井（隆行）委員

わかりませんが、これはまた後ほど数字を聞いてから、建設常任委員会などで聞いていきたいと思えます。

それから、私も少し測量だとか、この地籍調査については全くの素人なので、確認させていただきたいと思えますが、測量のこの作業自体、作業を行っていく上で誤差が必ず生じるというふうに私は理解しております。この誤差は、例えば、何か基準があるのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○（建設）用地管理課長

地籍調査事業の筆界点の差に該当いたしまして…

○（建設）安田次長

今の誤差のお話ですけれども、一概に測量の誤差というものと、地籍で言っている部分の中の、そのある点の誤差という部分と、それから、これは筆界案で出てまいります民地界の協議の中での理解という部分がありまして、一概にその誤差という言葉が、なかなか地籍の中では使いつらい言葉になっています。少し誤解を生みますので、いわゆる測量誤差という部分での数学的な誤差の説明を今しようと思ったのですけれども、そういう意味ではなくて、この地籍を進める部分にあっては、いわゆる現地の石を中心にやっているものですから、いわゆる登記簿上の点を再度現地に戻すという部分での誤差という中の数字のことは、今回地籍の中では既存の境界石、今実際に見える石を基本として考えておりますので、測量部分の誤差は今回の中ではいろいろな部分がありますので、もう少し特定した部分での御指摘をいただければと思えます。

○酒井（隆行）委員

的外れかもしれませんが、今、石を基準にしてという答弁だったと思えます。石はいろいろな土地の変動だとかで動いたりするというふうに私は理解しているのですけれども、そういう理解で正しいのかどうかお示しいただきたいと思えます。

○（建設）用地管理課長

ただいまの質問は土地所有者の境界の石についてのお話なのですが、当然、地籍調査を行う上で、もちろん既存の、現在入っている道路に面する土地所有者の石をベースとして考えております。その中で、当然、道路の境界石がでこぼここというか、出たり入ったりするところが当然出てきます。そして、生かされている石と生かされていない石も当然その中で出てくる状況でございます。

○酒井（隆行）委員

その生かされている部分と生かされていない部分というのはどのようにはかるのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

まず、生かされているかどうかのお話なのですが、都市部官民境界基本調査を実施したときに、官民境界に面した個々の土地所有者で持つ境界石を基本に想定した街区を作成するのですが、その数値、そのラインから大幅にずれたり、あと中にある石についても極力、現況のある石をベースに考えているのですが、それも査定図とかで、もし大幅にずれているものであれば、それは生かされない石という扱いで考えています。ただ、大部分は現況の石が入っていることをベースに考えてやっている状況でございます。

○酒井（隆行）委員

少しわからなかったのですが、石を基準にして、今回、測量というか、地籍調査が進められているという理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

今、委員のおっしゃったとおり、現況の境界の石を生かして測量に入るということを、北海道で定めている地籍調査復元測量作業規程という中に現況調査測量がありまして、今回の筆界確認案の作成に当たりましては、現地に入っている石を境界として測量するものと記載されており、それに準じて小樽市でも実施している状況でございます。

○酒井（隆行）委員

少し話は変わるのでございますけれども、この地籍調査の中では座標という言葉というか、そういう明記もありますが、座標とはどういうものなのか説明願います。

○（建設）用地管理課長

座標はX座標とY座標ということで、現在、世界測地系でいけば、世界中どこから見てもその場所が特定されるということを座標と言います。

○酒井（隆行）委員

それでいけば、まず、座標が確定して、それに対して石が正確に入っているかどうかということをはかるのではないかなと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○（建設）用地管理課長

今の、酒井隆行委員の質問なのですが、地籍調査は登記簿にある座標どおりに石を復元する作業ではございません。

逆に言うと、土地所有者の確認の下、今入っている石がある中で、所有者に位置を確認してもらって、それで承諾を得て進んでいく事業でございます。もともとある、登記簿にある座標をそのまま復元するとか、新たな新しい石を移すとか、そういう事業ではございません。

○酒井（隆行）委員

新しい石とかではなくて、もともと入っている石、その位置が正しいかどうかをその座標によって示されるのではないかなというふうに私は理解しているのですが、それについては違いますか。

○（建設）用地管理課長

今、訂正させていただきますが、今回の地籍調査で座標をきちんと筆界の各土地所有者に対して、あなたの座標はこの位置になりますということを出すのが、今回の地籍調査でございます。

○（建設）安田次長

座標の単独の考え方について、今御説明申し上げました。

いわゆるその石を戻すときにそういうふうにするというのは、今、委員も指摘していただきましたし、私どもも答えたのですが、いわゆる今回の地籍測量については、実際そういうデジタル的な値としてそこにあって、いわゆる既設の石の総合的な部分を調整して新たな区画割りをしていくという事業になりますので、既存のそのしっかり合っている石も、区画の中でほかの石との整合性の中では動かさざるを得ないということも判断しながら進めていく事業になります。

ですから、今までの測量で入れてきたいろいろな石がたくさんございます。その中の石を最良なところで線を書いて、新たな境界をつくっていくという業務でございますので、もともと測量してあった点においても、今回、新たに境界をつくっていく仕事でございますので、その中でずれが生じた場合はきちんと入っている点についても、今回の筆界案といえましょうか、新たにつくる線上の点ということで新たに選んでいくと。あくまでも、今、所有

者の皆さんはここが境界だねという部分を基礎に考えていますので、その部分の中でその多数の意見を持っていた場合には、最終的にはその石の調整が少し必要になる場合も今後は出てくる形になります。

○酒井（隆行）委員

多分、この地区の方、例えば、土地所有者の方が個々で測量調査をされている場合もあったかと思いますが、それも、では無効になるという考えでよろしいですか。

○（建設）安田次長

今回のいわゆる外周の部分になります、いわゆる官民境界と言われる部分が先に決まって、内側の部分も決まっていくわけなのですが、そういう決めていく部分の中では案としてつくっていきまして、皆様の同意で決まっていく形になります。ですから、測量上正しい点という部分があったにしても、今回、新たに案をつくって、その中で皆様が同意していく部分で、そういう共通した形の中で一つつくり上げるという形ですので、1人だけ私は測量してここは正しいからもう絶対変えないのだという形の方がいらっしゃっても、そこは御協力いただいて、その中の全体の中で調整をかけて、それで御理解をいただいていくという業務になります。

○酒井（隆行）委員

これは少し疑問が残る部分もあるので、建設常任委員会でもまたやっていきたいなと思いますが、この地籍調査について、また少し質問を変えます。

住吉町で、これも一般質問の中にありました、疑義が生じている案があるということでしたが、これについても少しわかりやすく説明願いたいと思います。

○（建設）用地管理課長

土地所有者から、やはり、今、市で考えている筆界の案について位置が違うのではないかとということから疑義が生じまして、それについて土地所有者から、測量成果の資料の提出を受けまして、それについて、今、協議を行っている最中でございます。

○酒井（隆行）委員

これは、私が先ほど聞いた質問の内容と重複するような案件という理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

そのとおりでございます。

○酒井（隆行）委員

具体的に疑義が生じているというのは、恐らく個々で測量されて、今回測量したのと少し違うというお話だと思うのですが、これは、具体的に私が聞いたところによると、先ほどの誤差の話ではないですが、6センチメートル未満であればその誤差の中で調整するというようなお話を聞いているのですが、そういう理解でよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

先ほどの誤差というのは土木担当次長からもお答えになったのですが、あくまでも、今、市で考えている街区の中で、相手との調整といいますか、全体のその街区をつくる上で一番その官民境界の石がでこぼこになっているものを整理した上で、今、事業を進めている状況でございまして、そういうお話を土地所有者に説明して、土地所有者からいただいた成果をもとに、今は協議を行っている最中でございます。

○酒井（隆行）委員

これも含めて、この事業が半年ほどおこなわれているという答弁もいただいているのですが、これは半年ぐらいでそういうものが整理されて、事業の一つ区切りがつくという理解でよろしいでしょうか。

○（建設）用地管理課長

半年というお話なのですが、もともと登記所に…

○（建設）安田次長

済みません、今、期限の部分の話が出てきたのですけれども、いわゆる今の測量、地籍のおくれという部分と、最終的に、今、登記をするという部分の中ではいろいろと手続関係もございまして、本会議の中で建設部長が申し上げたとおりの部分の中でスケジュールは進んでいるというところでございます。

○酒井（隆行）委員

半年おくられているという理解でよろしいですか。

○（建設）安田次長

最終的にそういう日程の中で9月を目標に進めているということです。

○酒井（隆行）委員

そういう、今回、疑義が生じている部分も含めて、整理するためには半年ぐらいおくれるという認識でよろしいですかということなのですけれども。

○（建設）安田次長

そのようなスケジュールで構わないと思います。

○酒井（隆行）委員

ということは、ある程度見込みがあるということよろしいですか。

○（建設）安田次長

一般論を急に持ち出して申しわけないのですけれども、土地の問題というのはなかなか、いわゆる数字的なことでは片づかない部分がございます。そういう部分の中で、一般的にもそうだと思います。土地とかを購入する場合、売する場合など、また、隣のうちの境界の争いだとか、そういうのは時間を区切ってなかなかできない部分もございまして。そういう部分も不安定な、不確実な部分も含めてですけれども、現在そのようなスケジュールで市では挑んでいきたいと思っております。

○酒井（隆行）委員

いや、そういう部分を理解して、私は質問していたのです。それで、半年という、ことし9月という具体的な数字が出てきたので、そういう見込みがあって進んでいると私は理解していたのですが、そうではないということなのです。

○（建設）用地管理課長

今、まだ業務期限内の中で、立会の確認とかを行っている中で、全て解消できるように今進めている最中でありまして、それが予定どおり進めば本年9月を目標として登記所に送るというのは今考えております。

○酒井（隆行）委員

これもよくわかりませんが、次に進みます。

今、出ました立会についてです。今、立会を土地所有者の方にしていただいているという答弁がありましたので、それについてお聞かせ願いたいのですが、一部のこの土地所有者の方から聞いた話なのですけれども、3月20日までにこの立会について承諾をいただきたいというような形で立会をとっているというふうに、私は一部の方から聞いているのですが、そのような情報はありますか。

○（建設）用地管理課長

本年度の業務の期限というのが当然ありまして、それが3月20日で、受託者からそういうお話をされたらと認識しております。

○酒井（隆行）委員

それは、少しおかしいのではないですか。先ほど答弁もありましたけれども、土地の関係のことできちんと合意をした上で取らなくてはいけないのに、3月20日までにという期限をつけながら立会の承諾を得るのは少し違うの

ではないかなと思うのですけれども、それについてどうですか。

○(建設)用地管理課長

土地立会確認という作業を、それを皆様からきちんと、同意がもらえるような形に当然図っていきたいと思いますので、今、確かに業務期限としては3月20日とうたっておりますが、また検討しないとだめなのかなということ考えております。その状況を見て考えます。

○酒井(隆行)委員

その状況を見て考えるというのは。

○(建設)安田次長

いわゆる受託者からの発言が少しおかしいのではないかというお話ですけれども、一応、物事を決めるというか、お願いするに当たってある程度のスケジュール期間を示すのは普通の業務だと思います。ただ、それに限って絶対堂々とかうしろとか、そういうふうな形で、もしお話をしているのであればそれは少し遺憾だなと思います。私も情報が何も無いものですから、その中でこう申し上げるのも少し失礼かと思いますが、最終的に交渉ごとのところの中で期限が出てくるのは特に問題がないかとは思っています。

○酒井(隆行)委員

これは、今までもそういうふうに立会の承諾をとってきたというふうに理解してよろしいですか。

○(建設)用地管理課長

この住吉町地区について、昨年7月に入札がありまして、それからもう当然動いている状況でございます。引き続きやっている状況でございます。

○酒井(隆行)委員

少し答弁が違うので、もう一回お願いします。

○(建設)安田次長

多くの方と接していることを全て了承しているわけではございませんけれども、いわゆる最終的に期限が近いというのも事実でございますし、ある程度そういうのを示しているというのも想像はつくところです。ただ、それを全て、一つの例をもって全て、このような形で挑んでいるのかというようなお話かと思いますが、そこまで詳しくは対応をしているかどうかの報告は受けていないところです。ただ、機会あるごとに、いわゆる所有者の方には丁寧に今回の事業のことを説明するようにと、業者にはお話をし、丁寧な説明をするようにということは市から受託者へお話ししているところです。

○酒井(隆行)委員

少し答弁が違うので、もう1回答弁してもらいたいのですが、事業が始まってから今日まで、私が聞いたのはこの年度末の話、3月20日までという話しか聞いていないのでわからないのですけれども、事業が始まってから、昨年7月以降、立会の了承をいただくに当たって、例えば10月までにお願いしますとか、そういうふうに期限を切って承諾を得てきたのかということを知りたいのですが、もう一度答弁願います。

○(建設)用地管理課長

今の質問なのですが、確かに当然早く皆様から同意をもらえるように、受託者に指導はしております。ですけれども、やはり相手があつての交渉ごとで、連絡が取れたり取れなかったり、あと本州にいる方、あと相続で変わっている方、そういう方もいますので、かなり時間をおくれている状況と把握しております。

○酒井(隆行)委員

いえいえ、期限を切って進めてきたのかということです。そうか、そうではないかということです。

○(建設)用地管理課長

いや、期限はやはり業務期限内ということで、業務期限の中でやるようにということで考えております。

失礼しました。途中の期限を切ったということについては確認させていただきたいと思っています。

**○酒井（隆行）委員**

この後は、また建設常任委員会で質問させていただきたいと思いますが、不明な点が多いので、少し整理をしていただきたいと思います。

それから数字の部分に関して、後ほどで結構なので、お示しいただきたいと思います。

それから最後に、この地籍調査、私としては進めていただきたいというふうに、建設常任委員会でも、そういう話をさせていただいていましたが、しかし、不明な点がありますので、きちんと答弁していただくように心がけていただきたいと思います。

**○委員長**

自民党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

---

**○酒井（隆裕）委員**

**◎水道料金、下水道使用料について**

それでは、水道料金、下水道使用料について質問いたします。

高過ぎる水道料金、下水道使用料が市民生活を苦しめております。これまでも水道料金などを引き下げようと我が党は求めてまいりました。他市町村から小樽市に引っ越した方で、真っ先に感じるのは、小樽市の水道料金は高いというものであります。私も他市から引っ越して来たときに、高いなと率直に感じました。特に単身世帯で負担感が高いことが我が党にも寄せられております。

ここで本市の水道料金、下水道使用料は高いと言われていることにどのような認識をお持ちかお伺いいたします。

**○（水道）業務課長**

家事用で2カ月に30立方メートルを使用した場合の上下水道を合わせた料金で計算すると、近隣の札幌市に比べますと料金は高いですが、本市を含む道内9都市の中では5番目であり、高いほうではないと考えております。

**○酒井（隆裕）委員**

札幌市より高いというのは、やはりすごく私にとってはネックになるのですね。普通であれば札幌市よりも安くなるというのが一般的なイメージだと思うのですが、実際問題として、この水道料金、下水道使用料にかかわらず、札幌市よりも高くなっているという現実があると思います。やはりそこを解消していくことは、どうしても私は必要ではないかなと。これからの小樽のまちづくりに対しても、私は大変重要な課題ではないかなと思います。

ここで本市では基本水量2カ月20立方メートルで基本料金を設定していますが、これまでの質問などの中でも基本水量まで使用してない世帯が、約4割あるのだというふうに言われておりました。そこで伺いたいのは直近で基本水量まで達していない世帯は、一体どれだけあるのかお答えください。

**○（水道）業務課長**

平成28年8月、9月の家事用の使用状況での試算になりますが、全体の38.5%が基本水量に達しない世帯となっております。

**○酒井（隆裕）委員**

やはり4割近いというのは、ほとんど変わらないのですね。やはりここを何とかしていかなければならないというのは大きな課題だと思います。これまでも次期小樽市上下水道ビジョンの策定に合わせまして、わかりやすい料金体系にしていきたいと、このように答弁されております。

それでは次期水道ビジョンの策定は、いつからスタートされるのかお伺いいたします。

○(水道)業務課長

次期水道ビジョンは平成31年度から40年度までの10年間を計画期間としております。現在30年度の完成を目指し策定中であり、この中で全体の料金体系について検討しております。

○酒井(隆裕)委員

現在検討されているというおりだというふうに思います。このわかりやすい料金体系にしていきたいということなのですが、基本水量の見直し等の検討はどのように議論されているのか、お伺いいたします。

○(水道)業務課長

次期ビジョンでわかりやすい料金体系の研究を実現方策の一つに掲げておまして、使用水量の少ない方にも配慮した料金体系について研究していこうと考えております。

○酒井(隆裕)委員

ぜひ、そういった基本水量に達していない方、少ない方にも配慮していくということですので、しっかりと検討していただきたいと思います。

従来から我が党は基本水量に達していない世帯の料金見直し等、市民負担軽減を図るべきというふうに述べてまいりました。ここで伺いたいのは例えば使った分だけ、1立方メートル当たりとした場合、どれくらい小樽市として負担がふえるのかお伺いします。

○(水道)業務課長

基本料金は使用水量の多少にかかわらず固定的にかかる経費を、利用者の皆様に負担していただくものと考えております。

仮に基本料金をなくして、現在の基本料金を基本水量で割り返した1立方メートル127円で計算した場合、水道料金だけでも税抜きで年間約1億2,000万円の減収になります。

○酒井(隆裕)委員

それだけの減収になるというのは、示したとおりだと思うのですが、そうは言っても、やり方としてはあると思うのです。

現在の固定費の部分、人件費の部分がかかる、それは十分承知しています。そうは言っても、これだけ4割近く基本水量に達していないという方が、やはりいらっしゃるのですから、そういった方も含めて配慮できるような方策をしていくべきだと思います。

最後に水道局長に伺います。

基本分と超過分の水道料金と下水道使用料、これを引き下げていくべきではないでしょうか。それができなくても、次期水道ビジョンにおいて基本水量、料金体系の見直しを行う、このことを明言するべきではないでしょうか。局長の見解を伺って、私からは終わります。

○水道局長

先ほど業務課長からも答弁させていただいておりますけれども、水道、下水道に係る基本料金は、あくまでも固定的なものに係る経費と考えておまして、使っていないにもかかわらず支払っていただいているというふうには考えてはおりません。

しかし最近、小樽市でいうと基本料金もこれは定額ですけれども、それに従量料金分をその基本水量よりも上回った場合についてはプラスするというような、少しわかりづらさ。それと社会背景等から、基本水量よりも使わなくなっている世帯がふえてきているというような状況もありまして、市民の方が使っていないのに払っているのだという感覚についても、理解はできるかなというふうに考えております。

ただ我々の一番の使命としては、やはり安全な水を安定的にそして継続的に、長期的といいますか、継続的に供給していく、給水していくということが一番で、それをいかに安く供給できるのかということを考えていく必要が

あるのだろうと考えています。

安全で安定な水を供給していくということは、その施設の健全性を保っていかないとだめだと、それでやはりある一定程度の絶え間ない投資をしていく必要があると。また一方では安定的な経営といいますか、これは収支バランスのところでありますけれども、収支バランスを取りながら、安定的な経営をやっていくことが非常に重要になっていくというふうに考えています。

そういう意味では基本水量のお話は当然ございまして、そこの部分に配慮するというでもありますし、ただ全体の料金体系を考えてそこの部分も配慮して、いかにして妥当なところの料金、そういうようなものを設定していくことができるかということが大切なのだろうとは考えております。

---

## ○新谷委員

### ◎空き家について

初めに空き家について伺います。

特定空き家について伺う前に、今シーズン、屋根からの落雪、また雪庇などを何とかしてほしいという声が届いているのですけれども、市民からの通報は何件あって、どのように対処したか、持ち主がわかっていて処理された件数、持ち主がわからない件数、また、市で対応してとりあえず危険を回避した件数と市として具体的にどのようなしたのか、まとめてお答えください。

### ○（建設）山岸主幹

今シーズンの空き家に起因する落雪や雪庇などに関する通報等の御質問がありましたけれども、まずは昨日までの市民等からの通報が50件です。そのうち持ち主がわかって処理されたもの、これが46件。それと持ち主がわかっていない件数、今、調査中ということですのでけれども、その件数が4件であります。

基本的には空き家も所有者がおりますので、所有者本人が落雪等の処理をするわけですけれども、緊急性等がある市で対応した件数は30件あります。そのうち具体的な対応の内容というのはどういうことかと言いますと、まず、落雪に対しての対応ですが、我々、建築指導課にあります空き家対策担当と除雪対策本部、それから消防本部とこの三つで対応が分かれていますのですけれども、我々の空き家対策担当は緊急がある場合、我々で落雪、人力による処理、それから雪庇落としなどを行いました。

それから除雪対策本部で出動した件数は、道路を落雪によりふさいでしましまして、直ちに車両等が通行できるように、重機による除雪を行っております。これが2件です。先ほどの建設指導課で対応した件数は26件です。

それから消防本部に通報がありまして、まず、消防本部は落雪により人災があるかないかという確認をします。それから最低限の道路・通路などの確保を行います。その消防本部で対応した件数が2件となっております。それで合計で市が対応した件数は30件であります。

## ○新谷委員

特定空家等、住宅除却費助成事業費ですけれども、危険空き家は何棟と押さえておりますか。

### ○（建設）山岸主幹

危険空き家の棟数ですけれども、平成27年度に実施しました空家実態調査の結果による数字でお答えしようと思うのですが、市内には2,423棟空家がありまして、そのうち管理状態が悪い不全な空家、いわゆる危険な空家といわれるものが386棟になります。

## ○新谷委員

これは住宅の除却費、危険空き家の事業費として300万円計上されておりますけれども、対象空き家と見なされるにはどのような要件をクリアしなければならないか、詳しく説明してください。

また、この認定は誰が判断するののかも聞かせください。

## ○（建設）山岸主幹

まず、助成事業の対象になる空き家の条件としては七つ条件がありまして、その全てを満たさなければならないということになっております。ただ、認定は誰がするのかみたいなお話がありましたが、空き家の状態に起因しまして、判定が必要なもの、これには大きく二つの条件があります。

一つ目としては、特定空家等、または特定空家等と同等の状態と判定されたものというのが条件になります。

この特定空家等の認定につきましては、先の第 4 回定例会におきまして、建設常任委員会で報告させていただきましたけれども、特定空家等の認定基準があります。それによりまして、空き家対策担当の我々職員が調査を行いまして、庁内で組織をつくりました特定空家等認定審査委員会、そこで認定されます。

特定空家等はそれで認定になるのですが、同等の状態と判定されたものにつきましては、これも同じように判定するのですが、どういうものかと言いますと、認定は全て市内の先ほどの 386 棟を一遍にできるわけではありませんので、まず、今年度第一弾の認定に向けて作業しているところですが、それ以外に調査ができていないもの、また、空家等対策に関する特別措置法の定義から外れている長屋がありますので、これが特定空き家と同等の状態かどうかという申請が出てきた場合、この場合に我々空き家担当職員がこの認定基準を使いまして、判定を行いまして、その判定の結果を先ほど申しました特定空家等認定審査委員会に諮って、同等の状態と認められるというものが第一の条件となります。

それともう一つ、物理的な条件で二つ目なのですが、住宅地区改良法の規定に基づく不良住宅と判定されたものというのがあります。今回の事業につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用するものですが、その条件といたしまして空き家が住宅地区改良法の不良住宅に該当するということが条件となっております。不良住宅といいますのは、簡単に申しますと改修により住宅とすることが難しいもの。もはや住宅としての機能が失われた住宅ということであります。判定におきましては住宅地区改良法に定められております判定表がありまして、これで 100 点以上になるものが不良住宅と判定されます。判定につきましては、同じように我々空き家対策担当の職員で行いまして、これにつきましてはもう法で決められている判定表がありますので、この項目で該当して 100 点以上になったものは特定空家等認定審査委員会に諮ることなく不良住宅というふうに判定されるということになります。

そのほかの五つの条件につきましては、まず一つは空き家状態であること。二つ目としては専用住宅、または兼用住宅であること。三つ目といたしましては所有権以外の権利が設定されていないもの、また、設定されている場合は権利者の同意が全て取れているもの。四つ目としては補助を受ける目的で故意に破損させたものではないこと。五つ目として、この制度以外の除却に対する補助を受けていないもの、というのが条件になります。

## ○新谷委員

かなり厳しい条件、要件をクリアしなければいけないということが、今、御説明でありましたけれども、この除却費の助成の金額、それから所得などの要件、助成を受けられるまでの流れ、また、2018 年には何軒ぐらいを目標にしているのでしょうか。

## ○（建設）山岸主幹

助成額等について、まず上限額につきましては 30 万円、補助率が工事費の 3 分の 1 です。それで工事費の 3 分の 1 か、30 万円かどちらか低いほうが助成金額と決定されます。

それから助成件数につきましては、30 万円を満度に使うと 10 軒という形になりますけれども、小さい規模の工事がある場合は、事業費がある限りは使いたいというふうに思っております。

それから所得などの要件につきましては、所得制限を設けておりまして、申請者の世帯総所得が毎年、厚生労働省が公表する全世帯を対象とする直近の 1 世帯当たりの平均所得金額以下としておりまして、今年度発表されたもので言えば、世帯の総所得が 545 万円以下という形になります。

それから助成を受けられるまでの基本的な流れといたしましては、まず申請者から助成を活用したいという事前の申し込みがありましたら、申請建築物の事前調査を行います。先ほど御説明いたしました、特定空き家とそれから不良住宅とこの二つの要件に合致する建築物かどうかというのを事前に調査いたします。それで適合するというものでありましたら、その他の要件がクリアしているのであれば、補助金の交付申請を出していただきます。その後、市から交付決定通知書を出しまして、工事着手しまして工事完了した後は、市の検査を行いまして、合格した後に補助金の交付請求をしてもらいまして、最終的に申請者に補助金が払われることになっております。

それで最後に2018年の目標件数ですが、300万円事業費がついておりますので、できる範囲の中で最大限の件数をやりたいというふうには思っております。

○新谷委員

先ほど認定するのはどこの誰かということで、認定審査委員会とおっしゃいましたけれども、これはどこでののでしょうか。部内なのか、どこかに出すのか。

○（建設）山岸主幹

特定空家等認定審査委員会につきましては、建設部内の管理職で考えております。

○新谷委員

それで300万円に達したら、それで打ち切られるのかなと思うのですが、一度に申請が集中して特定空き家認定の要件を満たしているとされた場合、予算を超えてしまったときに、これをどういうふうに扱うのか。

申請に来たはいいけれども、締め切られましたでは市民が納得しないと思うのですが、予算に到達したよということをどのように市民に知らせるのか、また、先ほどは予算内で取り組みたいという答弁でしたけれども、その場合は補正予算を組むことは考えていないのでしょうか。

○（建設）山岸主幹

10件を超えた場合とは、事業費を超えた場合ということなのですが、この助成事業を創設するに当たって、道内他都市等もいろいろ調べました。それで、道内他都市の今年度の実績が10件を超えているところはありませんでした。

それと他のまちと本市の助成の要件を見比べると、不良住宅という要件だけではなくて、特定空き家と周りに悪影響を与えているような、そういう空き家でなければだめだよというのと、さらに収入、所得制限を設けておりますので、ほかの他都市より若干、厳しいところもあるのかなと思いますので、事業費は恐らく超えないのだろうとは思っているのですが、どうしても超えてしまった場合は来年度以降、申しわけないですが、来年度以降に活用していただけないかというお願いをまずはしたいと思っております。

それから事業費が達したことに対する周知ということですが、助成事業を使う申請者は市内の方に限りません。空き家の所有者は全国にいらっしゃいますので、なかなか周知という部分につきましては難しい部分があるとは思いますが、ホームページ等でもう締め切りましたということはお知らせしたいと思っております。

それから事業費に達した時点での補正予算ですが、この事業は先ほどもお話ししましたとおり、国の社会資本整備総合交付金を活用しております。ですので、なかなかそれを超して補正予算を組むことは難しいのかなというふうに考えております。

○新谷委員

2018年度の推移を見なければわからないことがあると思いますが、市民に対しての周知は本当によくやっていただきたいと思っております。

それからこれまで建物の除去をした場合に、固定資産税が6倍ぐらいにはね上がるということで、なかなか除去が進まなかったということがありましたけれども、特定空家等に認定された後の固定資産税は、どのようになるのでしょうか。

### ○（建設）山岸主幹

特定空家等に認定された後には、法による措置に入っていきます。法による措置は段階がありまして、助言指導、それから勧告、命令、行政代執行という形で順を追って措置を行っていくのですが、助言指導の後の勧告に至った場合は、固定資産税等の住宅用地特例が除外という形になり、更地評価という形になりますので、それについては放っておけば税金が安いという形にはなりませんので、そこまで進めば税金は上がるという形になっております。

### ○新谷委員

解体の助成はつくけれども、なかなか厳しい要件があつてどこまで進むかわからないというような感想を持ちました。それで固定資産税についてはまた別の機会に聞くことにしまして、これを順調に進めていただくようお願いしたいと思います。

### ◎除排雪予算について

次に除排雪予算についてです。

除排雪予算は2017年度第3回定例会補正後より2,600万円低い予算ということで、今定例会の代表質問で内訳を聞きましたが、改めて詳しく説明してください。

### ○（建設）白畑次長

平成29年第3回定例会補正後と30年度の今、計上しております予算の比較で申しますと、約2,600万円の減となっておりますが、主な増減金額とその内訳といたしましては、まず委託料は約1,500万円の減となっております。主な内訳は地域総合除雪の除雪作業量の見直しで1,176万円の減、雪堆積場の受け入れ数量の精査などによりまして800万円の減、雪山処理や段差解消などで350万円の減、それから29年度のみに行いました用地測量費、これは30年度にはございませんので、この分で300万円の減、新たな新規事業として、塩谷4丁目の雪堆積場の管理経費としまして1,060万円の増などです。

次に需用費では約1,200万円の減となっておりますが、主な内訳は砂の購入単価が減少したことによりまして、802万4,000円の減、ロードヒーティングの電気料金の単価減により555万5,000円の減、車両点検及び車両の定期点検で100万円の増などです。

次に使用料及び賃借料では約500万円の減となっておりますが、主な内訳は車両借り上げでリース単価の減などで257万円の減、貸出ダンプの排雪量の精査によりまして200万円の減などです。

次に工事請負費では約600万円の増となっておりますが、主な内訳はロードヒーティング補修工事が漸減となりまして、460万円の減、新規としまして塩谷4丁目雪堆積場開設に係る道路工事などで970万円の増、それから雪処理場のしゅんせつ工事で80万円の増などです。

### ○新谷委員

詳しく述べていただきましたけれども、まず委託料です。出勤回数、これはどうなのですか。

### ○（建設）白畑次長

委託料の中で、これは地域総合除雪の委託料になりますけれども、除雪の出勤回数の分ですが、結論としましては、第1種路線と第2種路線での出勤を昨年度の予算と比べまして1回ずつ減少しています。それを積算した根拠でありますけれども、それにつきましては過去5か年の平均出勤回数をまず確認したところ、これの中で平均よりもかなり異常な出勤回数があった年がありましたので、この異常値の年を除きまして、4年平均で出勤回数を求めました。それで4年間で出勤回数を求めたのですが、その中でもさらに平均をしまして出勤回数が多い年がありましたので、平均約1割の範囲でおさめるような形の精査を行いまして、結果として第1種路線については29回から28回に、第2種路線については21回から20回への出勤回数の減少ということで積算しております。

### ○新谷委員

この出勤基準は15センチメートルから10センチメートルに下げたということで、そのときの雪の状況にもよって

一概にこういうことはどうなのかなというふうに思いますが、貸出ダンプの精査で予算を減らしたと言いますけれども、2017年度と2018年度の比較で200万円と言いましたか、その減らした理由はどういうことですか。

○（建設）白畑次長

貸出ダンプにつきましては平成29年度から降雪第2種路線は貸出ダンプの対象としないことにいたしました。それで対象となる路線が全体で27路線ほどありまして、この分を利用路線の減ということで予算上はその辺の数量を精査しまして、7,200万円を7,000万ということで200万円の減となっております。

○新谷委員

第2種路線をやめた、ことしもそうですね。

貸出ダンプは第2種路線で使えない、市でやりますということでしたけれども、前にも言いましたが、1月18日、私たちはパトロールしてきましたけれども、そのとき松ヶ枝はひどい状況で、二つあるカーブミラーのミラーの下まで雪山があって、道路も真っすぐではなくて雪、雪、雪とこうぐにやぐにやとうねる状態で、本当に今まで見たことがないような状況でした。

ここは町会で、それまで貸出ダンプで排雪していたということもあるのですが、第2種路線で市がやるからというので待っていると。ところがなかなかやってくれないでひどい状態になったのですけれども、2018年度はこのようなことがないように責任を持って排雪できますか。

○（建設）白畑次長

貸出ダンプの関係でことし、第2種路線を対象外といたしましたけれども、これについては基本的に市で排雪を行っているのですが、これまでの貸出ダンプ利用者の方は2回申し込みで2回やるというようなケースもあるのですが、市ですと排雪も1回ということのようなものですから、どういうタイミングで排雪に入るかということで、利用者の皆様から見れば、少しタイミングが遅かったのかなというところはあるかと思えますけれども、我々としては、1回、行える排雪のタイミングを見計らってやっていきたいと考えております。

○新谷委員

少し聞こえなかったのですが、排雪は1回と決めていると言ったのですか。

○（建設）白畑次長

決めているということではないのですが、1回程度しかやり切れないというのが現実であります。

○新谷委員

今まで排雪抑制しているのではないのですかと言ってきて、やはりそうですね。1回程度しかしないのですよね。それで排雪抑制していないと市長も言っていたら、本当に問題発言です。

この排雪については、雪の状況にもよりますけれども、やはりことしのように昨年に比べたらすごく多いわけですから、その状況を見てやってもらわなければ、きめ細やかな除排雪でもなければ、市民に優しい住みよいまちでもないのですから。

市長は今、いませんけれども、そういうことでは、もう一回、これは考え直すべきだと思います。

それから先ほど2,600万円の低い予算の中で、いろいろ減らしている中では、塩谷4丁目の雪堆積場の開設にかかわって予算がふえております。まず、この広さはどのぐらいですか。

○（建設）雪対策第1課長

塩谷4丁目に計画しております雪堆積場でございますけれども、今、考えている使用面積といたしましては、3万平方メートルを考えております。

○新谷委員

市の未利用地はたくさんありますね。この財産内訳書を見ても、あちこちにいっぱいあるのですけれども、なぜこの塩谷4丁目のここにしたのか、どこどこを検討したのか、検討した場所がなぜだめだったのか、一つ一つお

教えてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

この塩谷 4 丁目雪堆積場の計画を平成30年度予算に盛り込んだことにつきましては、まず市の雪堆積場、特に市民の皆様開放している雪堆積場が 5 か所ございます。

それにつきましては、祝津豊井浜、幸 1 丁目、中央ふ頭基部、望洋台ジャンツェ駐車場、銭函 3 丁目、この 5 か所でございますけれども、この中で中央地区の中央ふ頭が 1 番受け入れ量が多く、詳しい数字で言いますと、28 年度の受け入れ量でございますと、中央ふ頭基部の雪処理場が 114 万 6,000 立方メートルを受け入れております。

次に多いのが、望洋台ジャンツェで 21 万 9,000 立方メートルというような形で、1 桁違う量の雪を中央ふ頭で受け入れております。

そこにつきましては、中央ふ頭の雪処理場は海面に雪を投雪しているというところで、できれば陸で処理したいのですけれども、それができないということで海面でしてございまして、余り海面に雪を入れるのは、いいことだとは思っておりません。

また、中央ふ頭がこれだけ多く受け入れているという形になりますと、大雪が降ったときなどに関しましては、中央ふ頭で雪が処理できないような状況が起こります。

どういうことかと言いますと、海面上に雪山ができて、もう雪が解けていかないような状況、そのような状況になりますと海に投雪することはできず、面積がそんなに大きくないエプロンの上で処理するというような形で、最悪のケースになりますと、ことは起きておりませんが、ダンプ車が来ても受け入れることができないというようなことも起こり得る、個々に 1 番多く集まるところに起こり得るという形で、考えていたのが中央地区の中央ふ頭の負担を減らしたいということが、まず一つ。

それと海面投棄、それに関しましてもなるべく負担を少なくしたいということ、この 2 点を考えておりました。

それともう一つ、市民サービスといいますか、これは森井市長の公約でございます。市民の皆様にご利用していただく雪堆積場をふやすということで、そういうような公約もございましたので、まず市内で、中央地区で雪堆積場がどこか広い土地があつてできる場所がないかというふうに検討しておりました。その過程で、ここまで森井市長が就任してからここまで見つけることができませんでした。そうしているうちに塩谷 4 丁目に未利用の土地があるというような情報もございましたので、そこでのことを考えておりました。考えた後に、今度、色内ふ頭が使用できなくなりました。

色内ふ頭に関しましては、市民の皆様は雪は受け入れてはおりませんが、色内ふ頭が使えなくなることで、先ほどの最初の話に戻りますが、中央ふ頭への負担がどうしてもまたさらに大きくなるということもございましたので、来年度の予算で中央ふ頭の負担軽減ということと市民のサービスという形で塩谷 4 丁目に新たな雪堆積場を開設したいというふうに考えた次第でございます。

○新谷委員

それはわかっているのですが、どこを検討して、なぜ検討した場所がダメだったのか、一つ一つ教えてください。

○（建設）雪対策第 1 課長

中央地区の中で塩谷 4 丁目以外にまとまった広さの土地で、使えそうなところに対して検討したものはございませんでした。

○新谷委員

検討していなかった、それで塩谷 4 丁目にこういう土地があるよという今のお話では、情報があつたと、その情報は誰からもらったのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

これは除雪に関する打ち合わせ等を行っているときに、確か昨年 6 月だったと思うのですが、市長だったと思いますけれども、売りに出る土地がありますよというような話があったものですから、当然、我々は、中央地区で探していたので、そこからそのような情報があつてから調べ出したということでございます。

○新谷委員

結果として市長から聞いたということですね。

それで次に、そういうことがわかりましたけれども、この場所は非常に行きづらいという民間の声があるのです。民間で除排雪を請け負っている人から聞きました。堆積場がふえるのはいいのだけれども、やはり坂がぐにゅぐにゅしたところを上がっていくのは非常に危険だし、できれば持っていきやすい場所であればよかったという話を聞いております。そうしたやはりいろいろなことを業者の声だとか、いろいろ聞いて検討するべきだったのではないですか。市長の声で決まったような、そういうことでは少しおかしいのではないかなと思いますけれども。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほどの答弁で、私の答弁が至らないところがあったかと思えますけれども、中央地区で探していたというのは建設部の考えで探していたところですよ。その中で土地がなかなか見つからないところで、塩谷 4 丁目に市の遊休地があるという情報を市長から得ましたけれども、市長の意見で 4 丁目に決めたいということではございません。

また、業者に関しましては、この利用勝手については、特に調査はしておりませんが、市民の雪堆積場、これが必要だというふうに我々が考えた上で今回、中央地区にはここ以外には適当な土地が見つからなかったということも含めまして、塩谷 4 丁目を選定したということでございます。

○新谷委員

見つからなかったって探していなかったのでしょうか。見つからなかったと言いますけれども、探していなかったと先ほど、探さなかったとおっしゃったのではないのですか。どうなのですか、そこは。そうでしょう。

○（建設）雪対策第 1 課長

見つからなかった、もしくは同じ意味で言ったのですけれども、適当な広い土地を探することができなかったということでございます。

○新谷委員

その見つける行為をしなかったということですね。

それでこれを持っている、管理している原課には、聞いたのですか。どうなのですか。平成 25 年には買いたいという業者がいたそうですが、この後どうなったのかわかりませんが、原課としては売りに出したいとかそういう声はなかったのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

当然、所管課がございまして、所管課に対しまして雪堆積場として利用させていただきたいという旨は伝え、雪堆積場として使うことについて、許可といいますか、内諾は得ております。ただその後、所管課が売りたいと思っていたかどうかというようなことまでは確認しておりません。

○新谷委員

どうも不明瞭な点多過ぎると思います。

それでここに毎年 1,060 万円経費がかかるわけですよ。本当に民間の業者の方も、近くの人はいいかもかもしれません、本当の近くの人。だけれども、遠いところの人は行きづらいと言っているのですよね。だからやはりこれは考え直すべきではないかなと思います、いかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

先ほどから述べておりますが、こちら辺の中央地区に唯一あるのは中央ふ頭基部の雪堆積場でございますが、こ

こへの雪処理における軽減策の一つでもございますし、中央ふ頭が今後も多く受け入れるという状況は続くと思われまますけれども、何分にも多く雪が降ったときなどにつきましても、受け入れるようなことができないような状況もございますので、必ず補完する意味で中央地区に一つ、もしくは二つ、雪堆積場が必要だと考えているところでございますので、この塩谷4丁目の雪堆積場は必要なものだというふうに考えております。

○新谷委員

私は雪堆積場が必要ではないというふうには言っていないです。必要だと思うのです。だけれども場所が問題だと思うのですよ。それから決め方、これはやはり疑問が残ります。

それで望洋台シャンツェに持って行っている民間の方も、あそこすらもトンネルを通過して行くので、出てきたときに滑って、雪山にぶつかったとか、ダンプ車は4駆ではないらしいですね、わからなかったですけども。そういう事故が起きているのですよね。だからここもそういうことが頻繁に起きるようでは困るわけです。誰が責任をとるかと言っても、市は責任をとらないわけですからね。やはりそこら辺は、きちんと考えていかなければなりませんし、これは納得がいかないと思います。

◎気象状況、除雪費執行状況、市民の声について

それで同じ答弁が返ってくるのだらうと思いますので、次に進みますが、ここで2017年度の除排雪状況と最近、2月20日より後に調べているのかどうかわかりませんが、気象状況、除雪費執行状況、市民の声についてお聞かせください。

○（建設）白畑次長

以前にお示した2月20日の数字でお答えいたしますと、まず、累計降雪量は平成29年度の2月20日現在で505センチメートル。同じく積雪深は127センチメートル、真冬日は48日、排雪依頼件数は595件、予算の執行率は73%となっております。

（「市民の声は」と呼ぶ者あり）

市民の声の総数は2月20日現在で1,855件、対前年度比0.72でございます。

○新谷委員

気象状況で累計降雪量、積雪深、ともに上回っておりますし、特に積雪深は2016年度と比べて非常に高くなっていますよね、これは寒いせいだと思うのです。まだまだ見えないから排雪してほしいという要望も強いです。

先ほど1回程度の排雪だということで、やはり排雪抑制をしているのは事実です。あと何路線、何カ所の排雪が市民の声からして必要だと考えているのでしょうか。また、業者からの提案は何路線、何カ所あるのですか。

○（建設）白畑次長

業者からの必要だという部分と、我々が今、業者と協議している、これは別のものではありませんので、今後、排雪を予定している部分につきましては、一応、現時点である程度決まっているところで47路線。箇所と路線は、同じですので、路線ということでお答えしますと、47路線ほどを予定しております。

○新谷委員

それで予算は間に合うとお考えですか。

○（建設）白畑次長

今のところ、かなりぎりぎりのところにはなっているかと思うのですけれども、何とか第3回定例会補正後の予算でおさまればというところで、にらんでおります。

○新谷委員

繰り返しになりますけれども、こんなに積雪深が高く、降雪量も多いという中で、執行率がこんなに低いということが、2016年度と比べても低いこと自体がやはり排雪抑制しかないのです。

それで今、47路線47カ所が残っていると言いましたけれども、しっかり行ってほしいですし、それに加えて気温

が上がったために、道路ががたがたになっているのですよ。それで歩くのも車の運転も少し厳しいかなという状況もありますので、この解消を図っていただきたいのですけれども、いかがですか。

○（建設）白畑次長

先週も週末に少し気温が上がって、かなりがたがたになったということで、かなり路面整正で入る状況になりましたし、今後恐らく今週末ぐらいも、また暖気が来そうでありますので、がたがた路面对策はしっかりやっていきたいと考えております。

○新谷委員

◎既存借上公営住宅事業について

次に既存借上公営住宅事業についてお聞きします。

この事業は、2017年度は10戸の入居者の計画だったのですけれども、4戸に終わりました。住宅を提供する業者も1件にとどまっているということですが、2018年度は何件募集して、計画区域内に住宅として提供してくれる業者は何件あるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

提供してくれる業者が何件かということだったのですけれども、正確には何件ということはこの場というか、わかりませんが、実際、何件か問い合わせは来ております。これは事実であります。そういう関係もありまして、これからも不動産の関係団体にも、周知を図っていききたいと、そういうふうに思っているところであります。

平成28年度の募集につきましては、予算でも言っておりますけれども10戸と考えているところであります。

○新谷委員

市としてはこの区域内に住宅として提供してくれる業者はあるのか、ないのか、あると踏まえているのですか。

周知して募集すると言うのですけれども、果たしてどれくらいあるのかということを押さえておく必要がありますか。

○（建設）建築住宅課長

実際まだ募集は始まってはいないところなのですけれども、こちらとしてはまちなかエリアにあるということで募集すると決めております。

○（建設）松木次長

実際に業者の提供があるのかどうかというお話だと思うのですけれども、今年度は1棟4戸だったのですけれども、やはり不動産というのは簡単に1カ月、2カ月の周知の中で動くというものではなかったものですから、今年度は少し周知不足の部分があって、新年度は昨年の周知を踏まえて、新年度の4月から周知を行いますので、そういう意味では応募事業者はいるというふうに踏んでおります。また、実際に電話等の問い合わせも来ています。私も建築関係団体、または不動産関係団体にもそういう周知も順次しておりますので、応募はあるというふうに踏んでございます。

○新谷委員

電話での問い合わせというのは、提供業者からということですか。

○（建設）松木次長

電話での問い合わせは事業者からでございます。

○新谷委員

それで2017年度は4戸のみだったわけですが、残った6戸と合わせてことしは16戸の募集にはならないのですか。

○（建設）建築住宅課長

先ほども言いましたけれども、新年度は一応10戸ということで事業を進めさせていただきたいと思っております

ので。

○新谷委員

余り言いたくないのですけれども、初年度からつまづいてしまったわけですよね。その反省を踏まえて、入居者の声や住宅提供業者の声をしっかり受けとめて、何が問題だったのか、その反省を踏まえて2018年度は早くから市民周知、業者への周知もしっかり行って、この借上住宅の推進、子育て世帯の応援をしていただきたいと思うのですけれどもいかがですか。

○（建設）建築住宅課長

今おっしゃられたことを踏まえまして、新年度は今年度やっている継続事業ということも業者にもアナウンスしておりますし、4月上旬には説明会、または広報おたるや市のホームページで、できるだけ積極的に早目の周知を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○新谷委員

◎小樽公園再整備事業について

簡単に小樽公園再整備事業についてお聞きします。ことしはどのような事業を行うのか、お知らせください。

○（建設）公園緑地課長

来年度の平成30年度は見晴台につくります多目的トイレ、それと園路でございます。

○新谷委員

その多目的トイレですけれども、完成はいつごろになるのですか。

○（建設）公園緑地課長

秋ぐらいを予定しております。

○新谷委員

◎小樽公園第2駐車場について

別件ですけれども、小樽公園第2駐車場についてです。改めてお聞きしますけれども、小樽公園の都市計画変更で、どのように変わったのか御説明ください。

○（建設）公園緑地課長

土地計画決定の変更で区域の変更ということで、具体的には公園第2駐車場の配置の変更でございます。

（「もう少し詳しく」と呼ぶ者あり）

それで第2駐車場、今、山の手小学校ですか、その場所がもともと第2駐車場であったのですが、緑小学校の敷地を第2駐車場敷地として用途変更しまして、整備をこれから行う形で進めていくという形になります。

○新谷委員

緑小学校の建物管理は建設部に移ったのでしょうか。それと緑小学校跡に駐車場をつくるには、緑小学校の解体が必要ですが、そのおおよその費用、それから国の補助があるのかないのか伺います。

○（建設）公園緑地課長

国の補助は今の制度上は公園緑地事業ではなかなか難しい状況で、ありません。それから解体費用につきましては、現段階ではしっかりした形の費用を上げておりませんので、お答えできません。

○新谷委員

一般的には解体費用はいろいろと1億円以上はかかってしまうと思うのですけれども、この解体のめども、それもまだ全然立てられないということですか。

○（建設）公園緑地課長

これも具体的解体のめどということでございますが、具体的な全体像が見えない中で、なかなか申し上げられないということで、時期は未定でございます。

○新谷委員

まだ難しいというのはわかりますけれども、小樽公園内に体育館とプールの複合施設をつくるという計画を立てております。それにあわせて駐車場もつくっていかねばならないと思うのですけれども、その辺のことで今後の進め方、どういうふうにやっていくのか、それをお示してください。

○（建設）公園緑地課長

先にお話ししたとおりなのですが、周辺施設の設備の再配置だとか、駐車場予定地を含めました土地利用ゾーニングだとか、そういうところを今後、市内部で見きわめながら進めていきたいと考えてございます。

○新谷委員

それまで緑小学校の建物の安全管理をしなければいけないと思うのですけれども、それについてお示してください。

○（建設）公園緑地課長

緑小学校の管理につきましては、平成30年度公園緑地課で進めていく予定でございます。4月以降、入り口に門がありますので、入れないような形をとったり、危険のないような管理をしていきたいと考えております。あと周辺に関しては、除草の関係だとか周辺に木もございまして、剪定の関係は直営の中で対応していきたいと考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。